

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条	食鳥処理の事業の許可	生活衛生課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 申請書に、法第4条第1項に掲げる事項の記載があること。
- (2) 法施行規則第1条に規定された図書の添付があること。
- (3) 申請者が、法第5条第1項の1から4に該当しないこと。
- (4) 食鳥処理場の構造又は設備が、法施行規則第2条の2別表第1の基準に適合すること。認定小規模食鳥処理場については、法施行規則第2条の2別表第2の基準に適合すること。

2 標準処理期間は、18日とする（祝日休日等の閉庁日を除く）。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。